

平成26年度 公益財団法人那須塩原市農業公社事業計画書

I. 基本方針

公益財団法人那須塩原市農業公社は、栃木県那須塩原市において農地利用集積田滑化事業その他担い手の確保・育成等農業構造の改善に関する事業を行い、農業の生産及び販売基盤を強化し、農業の振興及び消費者への食の安定供給を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 農地利用集積田滑化事業
- (2) 農業者研修育成事業
- (3) 認定農業者育成事業
- (4) 農林業施設の管理運営事業
- (5) 都市農村交流促進事業
- (6) 農業情報の収集、分析及び提供事業
- (7) 地域農産物の研究開発及び商品化
- (8) シルバーファーマー事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

II. 平成26年度実施計画

1 農地利用集積円滑化事業

担い手の経営規模の拡大や優良農地の保全、農用地の集積による効率的利用の促進を図るため、経営規模縮小農家及び兼業農家等から委任を受けてその者を代理して農用地を認定農業者等の規模拡大農家に対し貸付けを行う「農地所有者代理事業」、農用地を借受けて認定農業者等に貸し付けを行う「農地売買等事業」を実施して市内農用地の集積を図る。なお、当公社が公益財団法人であることを踏まえ、公益性のある事業の比率を高めるため、農地売買等事業を積極的に推進する。

加えて、集落や地域が主体となって今後の地域農業のあり方や農地の出し手及び地域の中心となる経営体等を定めた「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の実効性を高めるべく、事業推進員を活用した利用集積活動を昨年度に引き続き実施していく。

また、国は、このたび農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大などの課題への対応として新たな農業・農村政策を打ち出し、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるべく農地中間管理機構の制度化を行った。これに伴い、農地中間管理機構が行う業務の一部を市町村や公社へ委託されることが今後予想されることから、従来実施している農地利用集積円滑化事業と機構事業の兼ね合い等について事前に情報収集を行い、十分な調整を図って対応していく。

併せて、昨年度の農地集積協力金に代わり機構への農地の出し手に対する支援策として新たに機構集積協力金が創設され、日々の利用集積活動及び利用権設定事務においては交付金対象の可否が大きく関わってくることから、市、農業委員会、農業団体等と連携を密にしながら、適切な業務活動を行っていく。

(1) 農地利用集積円滑化事業の目標

ア) 農地所有者代理事業

| | 代理委任契約締結 | |
|-------------|----------|---------|
| | 件数 | 面積 (ha) |
| 黒 磯 地 区 | 1 2 5 | 1 1 7 |
| 塩 原 地 区 | 5 0 | 5 9 |
| 西 那 須 野 地 区 | 7 4 | 8 7 |
| 合 計 | 2 4 9 | 2 6 3 |

イ) 農地売買等事業

| | 件数 | 面積 (ha) |
|--------|-----|---------|
| 黒磯地区 | 88 | 73 |
| 塩原地区 | 33 | 29 |
| 西那須野地区 | 20 | 20 |
| 合計 | 141 | 122 |

※参考 (累積数値)

【公社が借手と貸手の間に入った契約】

| | 件数 | 面積 (ha) | 賃借料 (千円) |
|--------|-----|---------|----------|
| 黒磯地区 | 173 | 235 | 33,534 |
| 塩原地区 | 43 | 42 | 4,945 |
| 西那須野地区 | 3 | 9 | 1,542 |
| 合計 | 219 | 286 | 40,021 |

※件数は農用地利用集積計画書数

(2) 利用権設定等の目標

【農地所有者代理事業+農地売買等事業の契約】

| | 新規賃貸借 | | 再設定賃貸借 | | 計 | |
|--------|-------|---------|--------|---------|-----|---------|
| | 件数 | 面積 (ha) | 件数 | 面積 (ha) | 件数 | 面積 (ha) |
| 黒磯地区 | 85 | 85 | 128 | 110 | 213 | 195 |
| 塩原地区 | 58 | 58 | 25 | 30 | 83 | 88 |
| 西那須野地区 | 50 | 50 | 44 | 57 | 94 | 107 |
| 合計 | 193 | 193 | 197 | 197 | 390 | 390 |

※件数は農用地利用集積計画書数

2 農業者研修育成事業

経営管理能力の向上や農業農村の活性化、農業の持続的発展を図るため、時期に適した有益かつ有効な最新の情報や技術習得の場を農業者に提供すべく、講演会、研修会、講習会等を開催する。

また、今後見込まれる農産物等の貿易自由化に向けた生産性の効率化や、農業の大規模化等国際化の進展に対応できる優れた担い手を育成するため、次世代の青年農業者を対象とした海外派遣研修を行う。

(1) 講演会、研修会の受講及び開催支援

(2) 農業者海外研修派遣

3 認定農業者育成事業

新たな農業構造改革においては、担い手への農地利用集積・集約化の加速の他に、経営所得安定対策の見直しが図られ、畑作物の直接支払交付金や米・畑作物の収入減少影響緩和対策補てん金は、平成27年以降は、認定農業者等を対象に実施されることが予定されており、今後は、ますます認定農業者制度の重要性を帯びてくるものと予想される。

このことから、経営感覚に優れ、効率的かつ安定的に農業経営を目指す中核的農業経営体や農業経営に意欲を持って取り組む認定就農者、農業後継者などを積極的に認定農業者として誘導し、関係機関と連携を密にしながら、経営改善計画の相談や資質向上を目的とした様々な活動への支援等、認定農業者の育成支援を図る。

(1) 認定農業者育成目標

| | 黒磯地区 | 塩原地区 | 西那須野地区 |
|-----|------|------|--------|
| 再認定 | 69 | 18 | 28 |
| 新規 | 7 | 3 | 3 |
| 合計 | 76 | 21 | 31 |

※認定農業者数（平成26年1月末日現在）

| 黒磯地区 | 塩原地区 | 西那須野地区 | 合計 |
|------|------|--------|-----|
| 363 | 86 | 128 | 577 |

(2) 認定農業者指導会の開催

(3) 認定農業者会議及び研修会の開催

4 農林業施設の管理運営事業

那須塩原市との協定及び受託により農林業施設、道の駅「明治の森・黒磯」の管理運営を行うとともに、施設の機能を有効に活用する。地域農産物の紹介及び地域情報の発信、販売については、市・県と連携を図り「食の安心・安全」の確保に努め、生産加工流通の促進を図る。

また、旧青木家那須別邸を中心とした歴史・文化の継承に寄与する。

5 都市農村交流促進事業

都市生活者等との交流を促進し、消費者ニーズ等の情報把握やさらには農業

への理解と促進を深めるとともに、市街地農地の有効利用をより一層促進する。

また、農村資源を有効活用した都市と農村の交流を行う。

(1) ふれあい農園の運営

| 黒 磯 地 区 | | 塩 原 地 区 | | 西 那 須 野 地 区 | | 合 計 | |
|---------|-----|---------|-----|-------------|-----|-----|-----|
| 箇 所 | 区 画 | 箇 所 | 区 画 | 箇 所 | 区 画 | 箇 所 | 区 画 |
| 6 | 113 | 2 | 40 | 6 | 177 | 14 | 330 |

6 農業情報の収集、分析、提供事業

農業関連の情報を収集・分析・提供して農業経営の改善を推進する。

また、栃木県、那須塩原市、農業関係機関・団体等との連携を密に行い、農用地や農業全般の情報、講演会、研修会等開催周知の情報等を市の広報、チラシ等の配布、ホームページにより広く提供を行う。

7 地域特産物の研究開発及び商品化に関する事業

地域の資源を活用した特産品を開発するための調査研究を行い、農産物の付加価値を高め農家所得の向上と農村の活性化を図る。本年度も引き続き、お歳暮ギフトの開発・販売を行う。

(1) 特産品の試作、研究開発

(2) 先進事例等の調査・研究

8 シルバーファーマー事業

農業に関心があり、労働意欲が旺盛な60歳前後の市民を対象に、園芸作物を中心に圃場での学習や机上研修を通じて生産技術の習得を図るべく、シルバーファーマー養成支援塾を開講する。また、養成支援塾修了者はシルバーファーマーとして人材登録バンクに登録し、同時に生産技術を持った労働者の労働力を確保したい農業者は、シルバーファーマー活用登録バンクに登録することで相互に情報提供を行い（マッチング）、雇用契約の締結を図る。本事業の実施によって農業経営の安定、生産性の向上等の地域農業の活性化を図る。

(1) シルバーファーマー人材育成目標

| 募集人員 | シルバーファーマー 人材登録予定者 | シルバーファーマー 人材登録者 (H23・24・25) |
|------|----------------------|--------------------------------|
| 20名 | 20名 | 69名 |

(2) マッチング目標件数

| シルバーファーマー 活用登録予定者 | マッチング件数 |
|----------------------|---------|
| 10名 | 10件 |

9 その他目的達成に必要な事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業の推進を図る。

(1) 公益法人制度の適正な事務の推進

① 遵守事項

事業運営において、公益目的事業の収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限、寄附募集の禁止行為、収益事業等の区分経理、役員等報酬等の支給基準等を遵守する。

② 情報開示

公益を増進する公益法人として、社会に対する情報開示が求められるため、毎事業年度の事業報告、財産目録、役員等名簿、理事・監事及び評議員に対する報酬との支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動状況の概要等に関する書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に備え置く。また、ホームページにて情報を開示する。

③ 事業報告等

毎事業年度経過後3か月以内に（事業計画書・収支予算書等の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに）、財産目録等を行政庁（栃木県文書学事課）に提出する。

(2) その他目的達成に必要な事業の推進